

別添

コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業・コミュニティセンター助成事業）
採択基準

制定 平成22年 7月 1日

改定 令和 3年 6月18日

（目的）

第1条 この採択基準は、コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業及びコミュニティセンター助成事業）「以下、事業という。」について、一般財団法人自治総合センターが申請団体の採択をするにあたり、藤沢市が取りまとめて申請をするための基準を定めることを目的とする。

（申請の条件）

第2条 申請する団体は、藤沢市が認めるコミュニティ組織（自治会、町内会等）とする。

2 事業の申請は、コミュニティ組織の代表者が行うこととし、次に掲げる書類を藤沢市に提出する。

（1）助成事業計画書

（2）見積書

（3）商品説明書類（パンフレット等）

3 藤沢市は一般財団法人自治総合センターに事業の申請をする際、留意事項に基づき申請団体の優先順位を設定する。

（優先順位の決定方法）

第3条 申請のあった団体の代表者全員が集う公開抽選により、申請団体の優先順位を決定する。

2 平成18年度以降に届出をし、採択されなかった団体には、届出回数分の優遇措置を講じることができる。ただし、通算5年にわたり採択されなかった団体には、6回目以降の届出から、さらに1回分の優遇措置を追加することができる。

3 平成18年度以降からこれまでに採択された団体は、当該事業年度の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間は、原則採択を受けることができない。

附 則

この基準は、平成23年10月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年7月1日から施行する。